

防府競輪場選手宿舎業務委託仕様書

(契約期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日)

1 業 務 名 防府競輪場選手宿舎業務委託

2 業務場所 防府市国分寺町8番2号 防府競輪場選手管理棟及び選手宿舎棟

3 契約期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 受注の条件

(1) 別表1「日課時限表」に定められた選手の時限に合わせて業務を行うこと。1節当たりの業務については別表2「1節当たりの主な業務」を参照のこと。

(2) 発注者の指示に従い、朝食、昼食及び夕食の3食を調理し、選手に供する給食業務を受注する。ただし、受注者は受注した給食業務を第三者に代行させてはならない。

なお、選手以外の公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）役職員、記者あるいは発注者にも希望があれば有償で食事を提供すること。

(3) 別表3の「献立表」を作成して発注者に提出し、事前にその承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。なお、*モーニング競輪開催時の朝食には、選手一人当たり1本以上のバナナを用意するものとする。

*モーニング競輪（7レース制）

……レース開始時刻（第1レース発走午前9時前後）が早く、また最終レース出走時刻も早いことから、選手の日課時限が異なる。（別表1参照）

(4) 夏用及び冬用のメニューを用意すること。なおメニューの切り替えに当たり、試食会を実施する。各メニューの提供期間は夏用が5月から10月まで、冬用は11月から4月までとする。

(5) 6月から10月までの期間は、生もの（刺身、貝類、生卵）の提供を禁止する。

(6) 発注者の指示に従い、食堂売店において選手に日用品、飲食物等を販売する販売業務を受注する。ただし、受注者は受注した販売業務を第三者に代行させてはならない。

(7) 売店におけるすべての販売品について、別表4の「販売品目表」を発注者に提出し、事前にその承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(8) 売店の営業時間は、食堂の営業時間と同じとする。

(9) 宿舎各部屋の寝具のベッドメイキングをするとともに、座布団、浴衣及び湯茶を用意する。

(10) 次に掲げる消耗品等について調達すること。

厨房、食堂、宿泊室、休憩室、トイレ、風呂（桶等も含む）で使用する消耗品

(11) 前検日に選手が快適に入れるよう事前に清掃するとともに、開催中はトイレ、浴室、廊下、階段、玄関ロビー、食堂、厨房等を毎日清掃する。契約期間中に選手用シャワー室を増設した場合はシャワー室も含む。

(12) 毎朝、各宿泊室及び管理事務所へ一般紙及びスポーツ新聞を各1紙配付する。なお、外国人選手が宿泊する場合は、各外国人選手の宿泊室へ英字新聞を各1紙配布する。

- (13) 風呂の温度及び塩素濃度の管理を適切に行い、清掃する。
- (14) 厨房発生の残渣を含む宿舍内のごみの収集及び処理をする。
- (15) 選手宿舍の空調機器の運転管理を行う。(空調機器の修理等は発注者対応)
- (16) 選手の買物希望品を購入し、選手に引き渡す。(代金選手負担)
- (17) 選手が衣類等のクリーニングを希望するときは、受付及び取次ぎを行う。(代金選手負担)
- (18) 発注者又はJ K Aが競輪非開催日に実施する消防訓練等に参加するものとする。
- (19) 天候その他の理由により競輪の開催が中止または順延になることがあるので、それに対応すること。
- (20) ダニ、ゴキブリなどの害虫駆除のため、年2回、害虫駆除剤を用い、厨房、食堂、宿泊室、休憩室、トイレ及び風呂場の害虫駆除を行う。
- (21) 現在の受注者以外の者にあつては、令和9年2月中に開催日を想定したシミュレーションを1泊以上実施すること。
- (22) 受注者の負担により試食会を実施すること。実施内容の詳細は、受発注者にて要相談。

5 委託料

- (1) 委託料は別表1に基づき、選手の利用実績により各節ごとに定める。
- (2) 前検日に確定した人数が、別表2の参加選手数に満たない場合の委託料については、その都度発注者、受注者双方が協議の上決定する。

6 対価

- (1) 受注者は、防府市営競輪各節終了ごとに委託料金を請求し、発注者は請求書受領後30日以内に受注者に支払うものとする。
- (2) 受注者は、販売品の代金を選手から受領するものとする。

7 施設・器具

- (1) 発注者は、受注者に対して発注者が必要と認めた施設及び炊事器具、給食器具、掃除機、什器等の物件を無償にて貸与する。
- (2) 受注者は、前項の物件を使用するときは、善良なる管理者の注意を持って取り扱い、受注者の責に帰すべき理由により毀損又は滅失したときは、受注者の負担により補償しなければならない。

8 経費負担・業務分担

競輪選手及び選手の宿泊管理にあたる者の宿泊と給食に伴う業務並びにこれに付帯する業務に係る経費については、受注者が負担するものとする。ただし、次に掲げる業務及び費用は発注者が負担するものとする。

- (1) 宿舍建物等の発注者が所有する財産の維持補修
- (2) 以下に掲げる設備の保守点検(法定検査・検査清掃を含む)
 - ①電気設備
 - ②空調冷暖房設備

③給排水及び都市ガス設備

④給湯ボイラー設備

⑤エレベーター

⑥消防用設備

(3) 宿舍に係る光熱水費（業務日の食堂・厨房部分は除く）

(4) 風呂の塩素濃度管理に係る薬品の調達

(5) 害虫駆除剤の調達

9 品質・衛生の管理

(1) 受注者は、常に新鮮な材料を用いて調理し、また給食の品質に留意し、選手の競走に支障がないように努めなければならない。

(2) 選手1人当たり、1日3食に摂取する栄養価は3,500キロカロリー以上とすること。

(3) 受注者は、衛生法規を厳守するとともに、保健所の指示に従い、特に食中毒及び伝染病の予防に注意し、常に厨房、食堂、宿泊室、風呂その他の環境及び器具の清潔整頓に努めなければならない。

(4) 受注者の雇用する従業員に清潔な被服（衣類、髪覆等）を着用させ、また年に1度は健康診断及び検便を行い、その結果を発注者に書面で報告するものとする。

(5) 販売品の衛生管理に留意しなければならない。

(6) 公衆衛生上不適当な従業員を業務に従事させてはならない。

10 賠償義務

受注者は、選手その他の者に対し、給食、販売及び清掃等に起因した食中毒等重大な支障を与え補償義務が生じたときは、この責任において賠償するものとする。

11 従業員

受注者は、受注者が雇用する従業員名簿（別表5）を提出し、事前に発注者の承認を得なければならない。また、従業員に異動がある場合も同様とする。

12 遵守すべき事項及び禁止事項

(1) 自転車競技法に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動しなければならない。

(2) 受注者の雇用する従業員が自転車競技法に定める事項を厳守し、競輪場執務員に準じて行動するよう指導監督しなければならない。

(3) 前2項目の具体的事項について、別紙「防府競輪場選手宿舍業務委託特記事項」に記載する禁止事項を厳守しなければならない。

(4) 受注者は、従業員及び取引業者以外の者を防府競輪場選手管理棟及び選手宿舍棟内に入りさせてはならない。

13 その他

(1) 本仕様書に定めなき事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者双方が協議の上、決定するものとする。